

2026 広島市生産性向上等チャレンジ応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰や人手不足など厳しい経営環境が続く中、賃上げ環境の整備に向けた、生産性や付加価値の向上などに取り組む中小企業者等に対する、広島市生産性向上等チャレンジ応援金（以下「応援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、物価高騰や人手不足など厳しい経営環境が続く中、中小企業等が賃金を引き上げ、人材の確保・定着を図っていくことは難しい状況にあることを踏まえ、この現下の厳しい状況を乗り越えるべく賃上げ環境の整備に向けた、生産性や付加価値の向上などの取組に係る事業計画の策定支援と合わせ、応援金を支給することにより、中小企業等の事業維持・継続を図り、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

(支給対象者)

第3条 この応援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、賃上げ環境の整備に向けた、生産性や付加価値の向上などに取り組む、市内に事業所を有し、事業計画に基づき市内で事業を実施する事業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者等であること

本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する者等をいいます。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業、従業員数が下表に該当する中小企業組合・個人事業者をいいます。

(下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者)

業 種	資本金	常時使用する 従業員数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

また、支給対象者の範囲は以下のとおりとする。

対象となりうる者	対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社) ・士業法人（弁護士・税理士等） ・協同組合等の中小企業組合 (商店街振興組合を除く) ・個人事業主 ・一定の要件を満たした特定非営利法人 (NPO法人) (※1) <p>(注) 従業員を雇用していない法人 または個人事業主も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） (※2) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・商店街振興組合 ・2026年4月1日時点で1期以上の事業実績がない者 ・任意団体 等

※1 特定非営利活動法人は、以下(ア)(イ)の要件を満たす場合に限り、支給対象者となり得ます。

(ア) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は支給対象外です。

(イ) 認定特定非営利活動法人でないこと。

※2 個人農業者（林業・水産業者も同様）であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、その加工や料理の提供等に必要経費は、支給対象となります。（農作物の生産自体に必要な経費は、支給対象外です）。

(2) 広島市内で事業を営んでいること。

(3) 反社会的勢力排除に関する誓約事項のいずれにも該当しない者であること。

(4) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。（該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます（みなし大企業））。

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 資本金及び従業員数がともに中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。

(5) 2026年4月1日時点で1期以上の事業実績のある者であること

（支給対象事業）

第4条 支給対象となる事業は、次の（1）及び（2）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

(1) 以下に該当する事業を行うものであること。

- ・ 事業者自らが策定した「事業計画」に基づいて実施する賃上げ環境の整備に向けた、生産性や付加価値の向上などの取組であること。従業員を雇用していない法人または個人事業主にあつては、所得の増加に向けた生産性や付加価値の向上などの取組であること。
- ・ 事業計画に掲げた事業の実施完了後、概ね1年以内に利益の増加につながるが見込まれる事業であること。

(2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・ 公的医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬により対価が支払われるサービスと同一又は類似内容の事業
- ・ 事業計画に掲げた事業の実施完了後、概ね1年以内に利益の増加につながるが見込まれない事業
- ・ 事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるもの

（支給対象外経費）

第5条 基本的に賃上げ環境の整備に向けた取組に係る経費全般が対象となりますが、次に掲げる経費については対象外となります。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税、印紙税、登録免許税等）
- (2) 基礎的な運営経費（事務所経費等）
- (3) 商品の仕入れ等に係る経費
- (4) 汎用性が高いとみなされる経費
- (5) 国・県・市（国・県・市から受けた補助金等により実施する場合を含む）等の他の制度が助成する経費
- (6) 自動車等車両
- (7) 社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる経費
- (8) 中古品
- (9) 上記のほかに、対象経費として認められない経費
 - ・事業実施内容の確認のために必要な証憑（成果物の写真、実績報告書、その他広島市生産性向上等チャレンジ応援金実行委員会が事業実態の確認のために提出を求めるもの）を用意できないもの
 - ・支給決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの
 - ※展示会等への出展の申込みについてのみ、支給決定前の申込みでも対象経費となります（ただし、請求書の発行が支給決定日以後でなければ対象外経費です）
 - ・自社内部やフランチャイズチェーン本部との取引によるもの（フランチャイズチェーン指定の機器等を本部以外から購入する場合等も含まれます）
 - ・社内の役員・従業員や代表者・役員（3親等以内）の親族（3親等以内）へ発注しているもの、あるいは代表者・役員（3親等以内）の親族（3親等以内）が代表または役員に就いている事業者へ発注しているもの。財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社へ発注しているもの。
 - ・映像制作やウェブサイト、チラシ等に使用する画像等における被写体や商品（紹介物等を含む）の購入に係る関連経費
 - ・（開業していない）個人からの購入やオークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
 - ・駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・消耗品（名刺、文房具、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材、タオル、シーツ、化粧品の購入など）
 - ・展示・インテリアを目的とした美術品や骨董品等の購入
 - ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・不動産購入・取得費、修理費、車検費用
 - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
 - ・各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは対象経費とする。）
 - ・借入金などの支払利息および遅延損害金
 - ・免許・特許等の取得・登録費
 - ・講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等、図書等の資料購入費
 - ・商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券・地域振興券等を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・相殺による決済・支払い
 - ・役員報酬、直接人件費
 - ・各種キャンセルに係る取引手数料等

- ・ 応援金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
 - ・ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
 - ※申請事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法（形式・時期の如何を問わず、申請事業者に実質的に還元を行うもの。キャッシュバックを含む）あるいは、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為については、本事業全体を通じて応援金交付の目的に反する行為とみなします。
 - ・ クラウドファンディングで発生しうる手数料（返礼品、特典等を含む）
 - ・ 1取引10万円（税抜き）を超える現金支払
 - ・ 事業実施期間内に支出が完了していないもの（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが事業実施期間内に完了していることが必要。）
 - ・ 売上高や販売数量、契約数等に応じて課金される経費や成功報酬型の費用
 - ・ 謝金
 - ・ 雑役務費（アルバイト代などの人件費、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等）
 - ・ コンサルティング、アドバイス費用
 - ・ 値引き費用
 - ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (10) その他、広島市生産性向上等チャレンジ応援金実行委員会が本事業の趣旨・目的から不適当であると判断するもの

（支給額等）

第6条 応援金の支給額は、1事業者につき支給対象経費の4分の3とする。

2 前項の規定にかかわらず、応援金の限度額は200万円とし、1事業者につき1回に限り支給するものとする。

3 応援金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

（支給の申請）

第7条 支給対象者が、応援金の支給を受けようとする場合には、別に定める申請期間中に次の各号に掲げる書類を書面により広島市生産性向上等チャレンジ応援実行委員会（以下「実行委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 経費内訳書(様式3)
- (4) その他委員長が必要と認める書類

2 実行委員会は応援金の支給予定額が、予算の範囲を大幅に超えると判断した場合は、支給申請の受付を終了することができる。

3 その他応援金の支給申請に関し必要なことは、委員長が別に定める。

（支給決定及び決定の通知）

第8条 委員長は、前条第1項の提出があったときは、当該申請書類等に基づき、内容が適正であるか審査を行う。

2 委員長は、前項の審査の結果、内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内で速やかに採択及び応援金の支給を決定し、採択兼支給決定通知書(様式4)により、支給対象者に通知するものとする。

- 3 委員長は、前項の採択及び支給決定に当たり、次の各号に掲げる条件を付すことができる。
- (1) 支給対象事業に要する経費の配分や支給対象事業の内容を変更、中止または廃止する場合は、委員長の承認を受けること。
 - (2) 支給対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく委員長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 応援金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、応援金の支給を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (4) 事業完了後、30日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに実績報告書等を委員長に提出すること。
 - (5) 応援金の支給の条件に違反したときは、応援金の支給決定を取り消すことができること。
 - (6) その他委員長が必要と認める条件
- 4 委員長は、第1項の審査の結果、応援金を支給しない旨の決定をしたときは、不採択通知書(様式5)により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 5 委員長は、第2項の支給決定通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)に対し、応援金の支給のため必要な報告又は書類の提出を求め、現地確認を行うことができる。
- 6 その他応援金の審査及び支給の決定に関し必要なことは、委員長が別に定める。

(変更・中止の申請)

- 第9条 支給決定者は、支給対象事業に要する経費の配分や支給対象事業の内容を変更、中止または廃止しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る申請書を委員長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 支給決定者は、支給対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は支給対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び支給対象事業の遂行の状況を記載した書類を委員長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 委員長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、応援金の支給の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、第8条の規定を準用する。
- 5 支給対象事業を変更する場合であっても、応援金の額について支給決定した金額からの増額はできないものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 支給決定者は、第8条の規定による通知を受けた後に当該通知に係る応援金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、書面により当該応援金支給対象事業に係る応援金の支給の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る応援金の支給の決定はなかったものとする。

(遂行状況報告)

- 第11条 支給決定者は、遂行状況の報告について、委員長から要求があった場合には、速やかに遂行状況報告書を提出するものとする。

(支給対象事業の遂行等の命令)

- 第12条 委員長は、支給対象事業が支給決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支給決定者にその遂行を命ずることができる。
- 2 委員長は、支給決定者が前項の命令に違反したときは、支給対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(支給決定の取消し)

第13条 委員長は、次の各号の一に該当する場合には、第8条第2項の支給決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 支給決定者が、第8条第3項に定める応援金の支給の条件に違反した場合。
- (2) 支給決定者が、応援金を他の用途に使用した場合。
- (3) 支給の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
- (4) 支給決定者が、応援金の支給申請時の誓約に反し、申請内容が真正でないことが判明した場合。
- (5) 支給決定者が、第8条に定める誓約事項に反していることが判明した場合。
- (6) 本要綱に違反したとき
- (7) その他委員長が応援金を支給することが適当でないと認めたとき。

2 委員長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定取消通知書(様式6)により、速やかにその旨を通知するものとする。

3 委員長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する応援金が支給されているときは、期限を付して当該応援金の全部または一部の返還を命ずる。

4 前項の規定は、第16条の規定による応援金の確定があった後においても適用する。

(加算金及び延滞金)

第14条 支給決定者が、前条第3項の規定により応援金の返還を命じられたときは、委員長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、広島市補助金等交付規則(昭和36年広島市規則第58号)第20条に定める方法により算定した加算金及び延滞金を実行委員会に納付しなければならない。

2 前項の加算金及び延滞金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実績報告)

第15条 支給決定者は、事業完了後、委員長が特に事情があると認める場合を除き、その完了の日から30日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 応援金実績報告書兼請求書(様式7)
- (2) 経費を支出した事実を証する書類の写し(委員長が認めるものに限る。)
- (3) その他委員長が必要と認める書類

(応援金の額の確定等)

第16条 委員長は、前条の規定による書類の提出があった場合、当該提出書類等に基づき審査を行い、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、当該報告内容が応援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに応援金の額を確定し、応援金支給額確定通知書(様式8)により、支給決定者に通知するものとする。

2 委員長は、前条の規定により書類の提出を受けた場合において、当該報告内容等が応援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該支給決定者に命じ、又は応援金の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(応援金の支給)

第17条 応援金は、前条の規定により支給すべき応援金の額を確定した後に支給するものとする。

(財産の管理等)

- 第18条 支給決定者は、応援金の支給対象事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、応援金の支給の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 支給決定者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式9）を備え管理しなければならない。
- 3 支給決定者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第9条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、総務省所管補助金等交付規則で定める期間とする。
- 3 支給決定者は、前項の規定により定められた期間内において、処分（応援金の支給目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供すること若しくは廃棄）しようとする場合は、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式10）を委員長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認にあたっては、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に準じて行うものとする。
- 5 委員長は、支給決定者が取得財産等を処分したときは、当該応援金に相当する額の全部若しくは一部を納付させることができる。

(報告、検査及び指示)

- 第20条 委員長は、必要があると認めるときは、支給決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは支給対象事業の施行上必要な指示をし、又は第8条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

- 第21条 支給決定者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について応援金の申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(委任規定)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

- 第23条 実行委員会が解散した場合は、委員長を広島市長と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、応援金の支給の申請をするにあたって、また、事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること